

第一章 総 則

第五条（会計）

一、 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

会費は月額四百円とし、会計により指定された方法によつて納入する。

う。

第一条（名称）本会は東京都北区立滝野川第五小学校 P.T.A.とい

う。

第二条（目的）本会は保護者と教職員が協力して、家庭、学校、地域社会における児童の幸福な成長を図るため、次のことを行う。

一、会員の教養と資質を高め、会員相互の親睦を図る。

二、学校教育に対する理解を深め、地域の教育的環境の改善を図る。

三、校外における児童の保護育成にあたる。

第三条（方針）本会は、次の方針に従つて活動する。

一、本会は教育を本旨とした民主的団体として、独立して活動し、他のいかなる団体の干渉も受けない。

二、本会は、児童の幸福のため、目的を同じくする社会団体、及び機関と協力する。

三、本会、及び本会の役員、委員の名によって、政治、宗

教、営利行為は行わない。

四、本会は、学校教育を助けるために、意見を具申したり、参考資料を提供したりするが、学校の管理、運営、人

事には、直接関与しない。

第四条（会員）本会は、学校に在籍する児童の保護者、又はこれに代わる人（以下保護者という）及び、学校に在勤する教職員で構成する。

会員はすべて目的と方針に従つて、平等の権利と義務をもつ。

第二章 機 関

第六条（機関）本会の運営を図るため、総会、運営委員会、役員会、常置委員会、特別委員会をおく。

第七条（総会）総会は最高の議決機関で、年度当初並びに年度末に定期総会を開催し、必要によって臨時総会を開催するものとする。

総会は、会員の三分の一以上の出席（委任状を含む）により議決できる。

総会は会長が招集し、五日前までに全会員に開会を通知する。総会の議決は出席者の過半数で決める。ただし、規約の改正については、出席者の三分の二以上の賛成がなければならない。

第八条（臨時総会）臨時総会は会員の過半数の要求があつたとき、または会長が必要と認めたときに開催する。

第九条（総会の機能） 総会は次のことを行う。

一、年度当初の定期総会

- ・ 本年度行事計画の決定
 - ・ 決算、予算の承認
 - ・ 規約の改正に関すること
 - ・ 新役員、新会計監査の紹介
 - ・ その他

二、年度末定期総会

 - ・ 次年度の役員、会計監査の承認
 - ・ 規約の改正に関すること
 - ・ その他

(運営委員会) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関た、本会の会務を執行する。

役員並びに常置委員会正副委員長をもつて構成された運営委員会の議事、運営については、会長があつた定例会は、必要に応じて開催する。

運営委員会の議決は、出席の過半数とする。

(運営委員会の任務) 運営委員会の任務は次のとおり

 - 一、総会決議事項の実施推進。
 - 二、総会に提出する報告書並びに議案の作成。
 - 三、常置委員会、その他の事業計画の調整。
 - 四、本規約に基づく細則の制定及び改正。
 - 五、特定の目的遂行のための特別委員会の設置。
 - 六、その他、緊急事項の処理。

する

第十二条（役員会）役員会は役員をもつて構成し、必要ある時は会長が招集する。

第十三条（常置委員会）常置委員会として、学年学級厚生委員会、広報委員会、校外指導委員会、選考管理委員会をおく。

各常置委員会は、事業計画を立案し、運営委員会の承認を得て実行にあたる。

第十四条（常置委員会の任務）各常置委員会の任務は次のとおりとする。

（常置委員会の任務）各常置委員会の任務は次のとおりとする。

指導や育て方、学校、家庭教育の理解

二、広報委員会は、会報の編集にあたる。

三、校外指導委員会は、校外における児童の補導並びに地域の教

育的環境の改善に関する活動にあたる。

四、選考管理員会は、次年度役員の選出に向け、役員の仕事を掌握

する活動にあたる。

(常置委員の選出) 委員の選出及び各委員会の活動内容については

細則に定める。

常置委員会の正、副委員長は、
会長が役員及び各委員会の委員の
選出に際して、その職務の充當者を
選定する。

意見を聞いて委嘱するものとする。

（特別委員会）特別委員会の構成運営はついては運営委員会で定める。

定めること

○業界委員会の設置

（東京都北区滝野川地区公立小・中学校PTA連合会事務局の語）

・不特定委員会は、東京都立国沿野川堤防公団の監修下に、運営会規定の輪番制に従い担当校にあたる年度に設置される。

道立新幹線の運行実績と今後の展望

第三章 役員及び会計監査

第十九条（役員・会計監査の選出）役員並びに会計監査の選出は、別に定める選出規定による。

第十七条（役員・会計監査の構成）

一、本会に次の役員を置く。

会長一名（P一） 副会長二名（P二、T一）

書記三名（P二、T一） 会計三名（P二、T一）

二、本会の会計を監査するため、監査三名（P二、T一）

をおく。

三、役員の任期は二年、会計監査の任期は一年とする。再任および任期延長は、原則として認めない。

第十八条（役員・会計監査の任務）役員の任務を次のとおりとする。

一、会長は、本会を代表し、会務を統括する。

また、総会、運営委員会、その他の各種会議を招集する。

二、副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。

三、書記は、総会、運営委員会の議事を記録し、保管する。

また、各種の会合について通知し、その他の庶務を行う。

四、会計は、総会が決定した会計予算に基づいて会計事務を

処理し、会計監査を経て年度当初の総会に決算報告を行

う。また、資産台帳に基づきPTA財産を管理する。

五、会計監査は、中間及び年度末に会計を監査する。

第四章 学校長及び顧問

第二十条（学校長）学校長は本会のすべての会合に出席することができる。

第二十一条（顧問）本会に顧問をおくことができる。

付 則

第二十二条 本規約は総会の議決によるほか改廃することはできない。

第二十三条 本会の規約を施行するため別に細則を定めることができる。

細則は、運営委員会の議決を経て実施する。

二十四条 本規約は平成二十二年四月一日より実施する。

昭和二十三年四月制定。昭和四十八年三月改正。平成六年三月改正。

平成八年三月改正。平成十三年三月改正。平成十七年三月改正。

平成十八年三月改正。平成十九年三月改正。平成二十一年三月改正。

役員・会計監査選出規定

細則

第一条 規約第十九条に定める役員・会計監査を選出するため、役員候補者選考管理委員会（以下「選考管理委員会」という）を設置する。

第二条 選考管理委員会は一学年から五学年の各学級PTAから選出された一名の委員並びに教職員の互選による二名の委員によつて構成し、互選によつて正、副委員長を決定する。

選考管理委員会は必要によつて、小委員会を構成することができる。選考管理委員は候補者になることができない。但し、選考委員を辞任し後任にその学年より委員を補充した場合に限り、立候補者になることができる。

第三条 選考管理委員会は、各学級より推薦された者の中から慎重審議し、被指名者の同意を得て役員・会計監査の候補者を選出する。

第四条 選考管理委員会は、役員・会計監査の候補者名を年度末総会の五日前までに、全会員に通知し、総会の承認を得るものとする。

第五条 選考管理委員会は、役員・会計監査を選出終了次第その役目を終わるものとする。

第六条 新たに選ばれた役員・会計監査は四月一日より就任する。

第七条 本規定は、平成二十二年四月一日より実施する。
平成二十四年三月改正。

一、学級会、学級委員会の構成と活動内容

(一) 学級単位に学級会を設け、○の○学級会と称する。

(二) 学級会は、学級会員の互選により、学年学級厚生委員（P-1）、

広報委員（P-1）、選考管理委員（P-1）、の計四名を選出し、学級委員会を構成する。但し、六年は選考管理委員を除く計三名を選出す。担任教諭は学級会に出席するものとする。

(三) 学年学級厚生委員は、学級集会の計画実施、各種委員会との連絡、伝達、その他学級活動の推進にあたる。

二、学年学級厚生委員会の構成と活動内容

(一) 各学級より選出された学年学級厚生委員によつて構成する。

(二) 学年学級厚生委員会は、学年学級厚生委員会の年間事業の計画、実施、学級会の連絡、調整にあたる。

三、広報委員会の構成と活動内容

(一) 各学級より選出された広報委員によつて構成する。

(二) 広報委員会は、会報の発行等により、PTA活動の連絡、啓発、情報収集と提供等の広報活動にあたる。

(三) 会報の発行は、次のとおりとする。
「滝五だより」の発行

四、校外指導委員会の構成と活動内容

(一) 地域自治会を単位として、昭和町、上中里三丁目、栄町、中央、貝塚の五つの校外地域を定め、さらに、この校外地域を地区に分ける。
(二) 各地区は、住居、児童数、登校班等を考慮して、地区を適当な数の班に分ける。

(三) 各班は、班会員の互選により、正、副班長を選ぶ。正、副班長は、他の役員、委員を兼ねることができる。なお、各地区に数名ずつの担当教員を定める。

(四) 地区長の招集により、班別会を開き、班行事連絡等について話し合い、児童の校外における保護育成について理解し推進する。班別会には、児童を参加させることができる。

(五) 正、副班長をもって、地区の委員会を構成し、互選によつて、地区長、副地区長を選出する。

(六) 地区会は、地区長が招集し、地区的事業計画と実施、環境の改善、各班の連絡調整等にあたる。

(七) 正、副地区長をもって校外指導委員会を構成する。

(八) 校外指導委員会は、委員会の年間計画を立案し、各種委員会、各地区間の連絡調整をとり実施する。

五、特別委員会 卒業対策委員会

(一) 卒業対策委員及び正、副委員長の選出

○六学年の学級会にて、学級会員の互選により(P六)の計6名を選出する。但し、年度毎に適正人員数を調整する。

○卒業対策委員会にて、卒業対策委員間の互選により正、副委員長を選出する。

(二) 構成と活動内容

○各学級より選出された卒業対策委員によって構成する。

○卒業対策委員会は、卒業に向けての計画、謝恩会等の実施にあたる。

(三) 会計

○本会の経費は、卒業対策費及びその他の収入をもつて充てる。

○本会の経理を明らかにするため、予算書、決算書並びに資産台帳を備え付ける。

*卒業対策費は、四学年四月より五学年三月までの間に、PTA会計が指定する時期、金額、方法により納入する。

その後、卒業対策委員会に移行する。

卒対費に関する本細則は令和七年改正。令和八年四月一日より実施する。

六、特別委員会 東京都北区滝野川地区公立小・中学校PTA連合会事務局

(一) 東京都北区滝野川地区公立小・中学校PTA連合会事務局役員の選出

○本会の役員は、会員より会長の指名により決める。

(二) 構成と活動内容

○会長より指名選出された東京都北区滝野川地区公立小・中学校

PTA連合会事務局委員によつて構成する。会長は、本会を代表し会務を統括し東京都北区滝野川地区公立小・中学校PTA連合会が定める会則及び行事計画に従つて活動する。

*本特別委員会は、東京都北区滝野川地区公立小・中学校PTA連合会規定の輪番制に従い担当校にあたる年度に設置される。

七、各常置正、副委員長は規約第十五条の定めにより次のように選出するものとする。

○学年学級厚生委員会(正P一、副P一、T一)

○広報委員会(正P一、副P一、T一)

○校外指導委員会(正P一、副P四、T一)

○選考管理委員会(正P一、副P一、T一)

○PTA役員から各委員会の担当を設置し運営の円滑をはかる

八、正、副委員長の任期は、一年とする。但し一年に限り重任を認める。

九、常置委員会教職員組織は、教職員間の互選によるものとする。

十、周年の間の五年毎のPTA事業の実施。

(一) 十年毎の周年記念式典の際に在籍できない児童に対して、周年の間の五年毎に行事又は、記念品の贈呈をおこなう。

十一、本細則は、平成二十二年四月一日より実施する。

細則 慶弔並びに表彰に関する規定

第一 条	見舞金は次のとおりとする。
第二 条	弔慰金は次のとおりとする。
第三 条	祝い金は次のとおりとする。
第四 条	教職員の転任又は退職の際は次の基準により記念品を贈る。
第五 条	右の外、特に必要がある場合は、その都度役員会又は運営委員会で協議の上決定する。また、事情により増額することができる。
第六 条	表彰は次のとおりとする。
第七 条	一、本会に特に功績のあった方に対しては、運営委員会を経て表彰することができる。 この規定を改正するときは、運営委員会の議決を得なければならない。なお次期総会に於いて報告する。
第八 条	この規定は、昭和四十四年七月十五日制定。昭和五十年二月十八日第一次改正。平成八年三月十五日第二次改正。平成十三年三月十二日第三次改正。平成十八年三月十六日第四次改正。平成十九年三月十六日第五次改正。平成二十一年三月十六日第六次改正。平成二十一年三月十二日改正。平成二十一年四月一日より実施する。